

## みやこ町行政改革推進委員会設置条例

みやこ町行政改革推進委員会設置条例（平成18年みやこ町条例第27号）の全部を改正する。

### （設置）

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、みやこ町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、みやこ町の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

### （組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、みやこ町行政改革推進委員会設置条例施行規則（平成23年みやこ町規則第16号）第3条に規定する者のうちから、町長が委嘱する。

### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員長、副委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、委員長を補佐する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員のうちから委員長代行を指名することができる。

6 委員長代行は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。